

Ⅱ 適用額明細書の書き方

1 記載要領

以下の欄については、租特透明化法による適用実態調査として、法人税関係特別措置ごとの適用法人数、適用額の総額等を集計するために必要ですから、忘れずに記載又は入力してください。

欄 名	記 載 要 領
①当初提出分・再提出分	当初提出分及び再提出分のいずれかに該当するものを○で囲んでください e-Tax ソフトにより提出される場合は、該当するもののラジオボタンをクリックしてください
②整理番号	P(8)～P(10)を参照し、法人の整理番号を転記してください e-Tax ソフトにより提出される場合は不要です
③提出枚数	提出枚数を記載又は入力してください
④事業種目 (P(11)～P(13)の表を参照)	その連結事業年度における主たる事業内容を記載又は入力してください e-Tax ソフトにより提出される場合、主たる事業内容と異なるものが表示されていたら、正しいものを入力してください
⑤業種番号 (P(11)～P(13)の表を参照)	【書面での申告】 P(8)を参考に送付される法人税確定申告書に同封された「連結確定申告について」を参照して転記してください なお、印字された業種番号がその連結事業年度における主たる事業内容と異なる場合は、P(11)～P(13)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください 【e-Tax での申告】 e-Tax ソフトをご利用されている場合は、P(11)～P(13)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください
⑥期末現在の資本金の額 又は出資金の額	期末現在の資本金の額又は出資金の額を円単位で記載してください e-Tax により提出される場合は原則不要ですが、実際の金額と異なるものが表示されていたら、正しい金額を入力してください
⑦所得金額又は欠損金額	所得金額又は欠損金額を円単位で記載又は入力してください
⑧租税特別措置法の条項	適用した租税特別措置法の条項を記載又は入力してください
⑨区分番号	該当する区分番号を記載又は入力してください
⑩適用額	適用した金額を円単位で記載又は入力してください

2 租税特別措置法の条項・区分番号・適用額の記載の仕方

(適用額明細書)

様式第二

FB4060

平成 24 年 7 月 31 日		自平成 23 年 05 月 01 日	連結事業年度分の適用額明細書	
魏町 税務署長殿		至平成 24 年 04 月 30 日	① (当初提出分・再提出分)	
納税地	東京都千代田区大手町 1-1-1	② 整理番号	00123333	
(フリガナ)	カシガイヤ コペイショウ	③ 提出枚数	1 枚	うち 1 枚目
法人名	株式会社 国税商事	④ 事業種目	医薬品卸売業	⑤ 業種番号 35
⑥ 期末現在の資本金の額又は出資金の額	100000000	提出年月日	平成 年 月 日	
⑦ 所得金額又は欠損金額	100000000			

この用紙はとじこまないでください

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑧ 第 68 条の 9 第 6 項 第 号	⑨ 10008	⑩ 300000
第 68 条の 第 項 第 号		

(別表様式)

中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書		連 結 事 業 年 度	法人名
試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(四)付表 1)	1	前期 22	当 期 23
租税特別措置法の計算に関する明細			
試験研究費の額の合計額 (前期の(1))	17	円	
当該連結親法人事業年度の月数	18	円	
前連結親法人事業年度の月数	18	円	
改定試験研究費の額の合計額 (17) × (18)	19	円	
改定試験研究費の額の合計額 (各中小連結法人の前事業年度又は地の前連結事業年度の試験研究費の額の合計)	20	円	
試験研究費の額の合計額 (前期の(1))	21	円	
連結事業年度又は事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (22) - (23)
平成 23 年	22	23	24
平成 24 年	別表六の二(四)付表二(36)	円	円
平成 25 年	別表六の二(四)付表二(36)	円	外 円
除 当期分の特別控除額 (5) - (6)	7	300,000	
繰越中	繰越超過	計	
当期分	(2)	(5)	外

別表六の二(四) 平二十四・四・一以後終了連結事業年度分

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、「第68条の9第6項」

②区分番号に、「10008」

③適用額欄に、当該別表六の二(四)7欄の金額(円単位)を記載してください

※「平成23年旧措置法」を適用する場合は①租税特別措置法の条項欄の上の余白に「平成23年旧措置法」と記載してください。

3 整理番号・業種番号の表示位置

【書面で提出する場合】（前年の申告書を書面で提出した法人）

送付される法人税確定申告書に同封された「連結確定申告について」を参照してください。
（確定申告について）

別表一の二（一）連結申告用

所管 06 業種 3500 地区 00 否 否 *

東京都千代田区大手町 1-1-1

株式会社 国税商事

代表取締役 国税太郎

平成 23 年 5 月 1 日

連結事業年度

平成 24 年 4 月 30 日

税務署長

連結グループ整理番号
0012333

上記の番号は、貴連結法人（連結グループ）の整理番号です。税務署ではこの番号によって書類の整理を行っています。

当該「業種目」欄の、前の2桁を転記してください。
【注意】印字された業種番号がその連結事業年度における主たる事業内容と異なる場合は、P(11)～P(13)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。

貴連結グループの法人税の連結確定申告書の提出期限が近づいてきました。連結確定申告書の提出期限は、その延長が認められる場合を除き、連結事業年度終了の日の翌日から2か月以内であり、また、その提出期限が法人税の納付期限となりますので、次の事項に留意の上、期限内に申告・納付をお願いします。

（適用額明細書）

様式第二

平成 24 年 8 月 31 日

自平成 23 年 05 月 01 日 連結事業年度分の適用額明細書

至平成 24 年 04 月 30 日 ①当初提出分・再提出分

麹町 税務署長殿

取受印

納税地 東京都千代田区大手町 1-1-1

電話(03) 3313-3313

法人名 株式会社 国税商事

期末現在の資本金の額又は出資金の額 ⑥ 100000000

所得金額又は欠損金額 ⑦ 100000000

② 連結グループ整理番号 0012333

③ 連結親法人整理番号 00456789

④ 業種目 医薬品卸売業 ⑤ 業種番号 35

提出年月日 平成 年 月 日

この用紙はとじこまないでください

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑧ 第 68 条の 9 第 6 項 第 号	⑨ 100008	⑩ 3000000
第 68 条の 第 項 第 号		

【書面で提出する場合】（前年の申告を e-Tax で行った法人）

e-Tax で申告される方で、書面により適用額明細書を提出される場合の整理番号については、メッセージボックスに格納される申告のお知らせを参照して記載してください。

また、業種番号について、P(11)～P(13)の一覧表を参照して該当する業種番号を記載してください。

（申告のお知らせ）

利用者識別番号 YYYYYYYYYYYYYXX	① 別表一の二(一)連結申告用
連結グループ整理番号 0012333	
東京都千代田区大手町 1-1-1	
株式会社 国税商事	
代表取締役 国税太郎 殿	麴町 税務署長
平成 23 年 05 月 01 日	連結事業年度分の連結確定申告について
平成 24 年 04 月 30 日	
貴連結グループの法人税の連結確定申告書の提出期限が近づいてきました。連結確定申告書の提出期限は、そ	

（適用額明細書）

様式第二

平成 24 年 8 月 31 日 麴町 税務署長殿

自平成 23 年 05 月 01 日 連結事業年度分の適用額明細書
至平成 24 年 04 月 30 日 ① 当初提出分・再提出分

納税地 東京都千代田区大手町 1-1-1 ② 連結グループ整理番号 0012333
電話(03) 3313 - 3313 ③ 連結親法人整理番号 00456789

法人名 株式会社 国税商事 ④ 業種目 医薬品卸売業 ⑤ 業種番号 35

期末現在の資本金の額又は出資金の額 ⑥ 100000000
所得金額又は欠損金額 ⑦ 100000000

⑧ 第 68 条の 9 第 6 項 第 号 ⑨ 100008 ⑩ 3000000

第 68 条の 第 項 第 号

この用紙はとじこまないでください

P(11)～P(13)を参照して、該当する業種番号を記載してください。

【e-Tax を利用して提出する場合】

e-Tax を利用して適用額明細書を提出される場合の整理番号については、メッセージボックスに格納される申告のお知らせを参照して入力してください。

また、業種番号について、P(11)～P(13)の一覧表を参照して該当する業種番号を入力してください。

(申告のお知らせ)

利用者識別番号 XXXXXXXXXXXXXXX	① 別表一の二(一)連結申告用
整理番号 0012333	
東京都千代田区大手町1-1-1	
株式会社 国税商事	
代表取締役 国税太郎 殿	麴町 税務署長
平成 23 年 05 月 01 日	連結事業年度分の連結確定申告について
平成 24 年 04 月 30 日	
貴連結グループの法人税の連結確定申告書の提出期限が近づいてきました。連結確定申告書の提出期限は、そ	

(適用額明細書)

様式第二

平成 24 年 8 月 31 日

麴町 税務署長殿

自 平成 23 年 5 月 1 日 連結事業年度分の適用額明細書
至 平成 24 年 4 月 30 日 (☒ 当初提出分 ・ ☐ 再提出分)

納税地	東京都千代田区大手町1-1-1	② 連結グループ 整理番号	0 0 1 2 3 3 3
(フリガナ)	カシカイショコケイショウ	③ 連結親法人 整理番号	0 0 4 5 6 7 8 9
法人名	株式会社 国税商事	提出枚数	1 枚 うち 1 枚目
期末現在の 資本金の額又は 出資金の額	⑥ 10,000,000 円	④ 事業種目	医薬品卸売業 ⑤ 業種番号 35
所得金額又は 欠損金額	⑦ 1,000,000 円	提出年月日	年 月 日

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑧ 第68条の9 第6項 第 号	⑨ 10008	⑩ 300,000 円
第68条の 第 項 第 号		

P(11)～P(13)を参照して、該当する業種番号を記載してください。

事業種目・業種番号一覧表

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号		
食料品製造業	水産食料品	01	金属製品製造業	被覆、彫刻、その他の金属表面処理	20		
	調味料			くぎ、ボルト、ナット、線材製品			
	精穀、製粉			その他の金属製品			
	砂糖		機械製造業	金属加工機械	21		
	菓子			繊維機械			
	パン類			農業用機械			
	清涼飲料			建設機械			
	酒類			産業用機械			
	畜産食料品			事務用・サービス用・民生用機械器具			
	その他の食料品			その他の機械			
製糸、紡績、ねん糸業	製糸	02	産業用電気機械器具製造業	産業用電気機械器具	22		
	紡績			電子機器			
織物業	ねん糸	03	民生用電気機械器具電球製造業	民生用電気機械器具、電球	23		
	綿・スフ織物			通信機械器具製造業		通信機械器具	24
	絹・人絹織物						
	毛織物						
その他の織物							
ニット製造業	ニット	04					
染色整理業	染色整理	05					
その他の繊維工業		06	輸送用機械器具製造業	自動車・同付属品	25		
衣服、その他の繊維製品製造業	男子服、作業服、学校服	07		鉄道車両			
	婦人、子供服			自転車・オートバイ			
	ワイシャツ、下着			船舶			
	帽子、毛皮製衣服、その他の衣服			その他の輸送用機械器具			
	その他の繊維製品		理化学機械器具等製造業	計量器、医療機械、理化学機械等	26		
木材、木製品製造業	製材	08	光学機械器具等製造業	光学機械器具、レンズ、眼鏡	27		
	木製容器		時計・同部品製造業	時計・同部品	28		
	その他の木製品						
家具、装備品製造業	家具	09	その他の製造業	がん具、娯楽用品、スポーツ・体育用品	29		
	建具			事務用品			
パルプ、紙、紙製品製造業	その他の家具・装飾品	10		貴金属製品			
	パルプ、紙			楽器、レコード			
	紙製容器			装身具、装飾品			
新聞、出版、印刷業	その他のパルプ・紙製品	11	プラスチック製品				
	新聞、出版		その他の製造	31			
	印刷		米穀類				
化学工業	製版、製本、その他の印刷物加工	12	飲食料品卸売業		野菜、果物	31	
	化学肥料			食肉			
	有機化学工業製品			生鮮魚介そう			
	化学繊維			その他の農水畜産物			
	油脂加工品、石けん、塗料等			酒類			
	医薬品			乾物			
石油製品製造業	その他の化学工業	13		菓子、パン類			
	石油精製			その他の飲食料品			
石炭製品製造業	石炭製品	14					
ゴム製品製造業	ゴム製品	15		繊維品卸売業	生糸、繭、原糸、繊維品		32
皮革・同製品製造業	皮革製品	16	呉服、太物				
窯業、土石製品製造業	ガラス・同製品	17	その他の織物				
	セメント・同製品		洋服類				
	建設用粘土製品、耐火物		寝具類				
	陶磁器・同関連製品		靴、履物				
	その他の窯業・土石製品		かばん、袋物				
鉄鋼業	鉄鋼	18	下着類				
	銑鉄鋳物		小間物				
非鉄金属製造業	非鉄金属	19	洋品雑貨、その他の繊維品				
金属製品製造業	構築用金属製品	20	建築材料卸売業	木材、竹材	33		
	金属打抜き・プレス加工			セメント			

	事 業 種 目	業種番号		事 業 種 目	業種番号	
建築材料卸売業	板ガラス	33	医薬品、化粧品 小売業	医薬品	45	
	その他の建築材料			化粧品		
家具、建具、じゅう器卸売業	家具、建具	34	百貨店	百貨店	46	
	荒物			各種商品小売		
	陶磁器・ガラス器		趣味・娯楽洋品 等小売業	スポーツ用品	47	
	その他のじゅう器			がん具、娯楽用品		
医薬品、化粧品 卸売業	医薬品	35		楽器、レコード		49
	化粧品			貴金属製品、宝石		
機械器具卸売業	一般機械器具	36	その他の小売業	その他の趣味・娯楽洋品等	51	
	自動車・同部品			燃料		
	輸送用機械器具			書籍、雑誌		
	精密機械器具			文房具、紙		
	電気・通信機械器具			中古品		
鉱物、金属材料 卸売業	石炭	37		農機具		52
	石油			写真機、写真材料		
	鉱物			時計、眼鏡		
	鉄鋼			自動車、自転車		
	非鉄金属			土産物		
貿易業	貿易	38		総合建設業		その他の小売
	輸出		一般土木建築工事			
	輸入		土木工事			
その他の卸売業	紙、紙製品	39	建築工事		52	
	再生資源		木造建築工事			
	家庭用金物		職別土木建築工事			
	建築用金物		電気・通信工事			
	薪炭類		管工事			
	肥料		その他の設備工事			
	文房具		鉄道業	鉄道	61	
	がん具、娯楽用品		道路旅客運送業	乗合バス、貸切バス	62	
	貴金属製品、宝石		ハイヤー、タクシー	63		
	その他の卸売		道路貨物運送業		貨物自動車	
飲食料品小売業	各種食料品	41	その他の道路貨物運送	64		
	酒		水運業		水運	
	食肉		倉庫業	倉庫	65	
	鮮魚		放送・電信・電話業	放送	66	
	野菜、果物		電信・電話	電気供給業	電気供給	67
	菓子、パン類		ガス・熱供給業	ガス・熱供給	68	
	米穀類		その他の運輸、 運輸付随サービス、 水道業	航空運輸	69	
	料理品			運輸付帯サービス		
	その他の飲食料品			水道		
	織物小売業		呉服	42	対個人サービス業	洗濯
洋服地		洗い張り、染物				
衣服、身の回り 品小売業	寝具類	43	写真			
	男子既製服		理髪			
	男子注文服		美容			
	婦人・子供服		浴場			
	靴		ソーブランド			
	履物		駐車場			
	洋品雑貨		保育所、老人ホーム			
	小間物		その他の対個人サービス			
	その他の衣服・身の回り品					
家具、建具、じゅう器小売業	家具、建具	44	対事業所サービス業	広告	72	
	金物			物品賃貸		
	荒物			情報サービス、興信所		
	陶磁器、ガラス器			その他の対事業所サービス		
	家庭用電気機械器具		映画業	映画館	73	
	その他のじゅう器			映画サービス		

事 業 種 目		業種番号	事 業 種 目		業種番号		
娯楽業	パチンコ	74	農林業	農業	81		
	ゴルフ場			林業			
	運動施設		漁業、水産養殖業	漁業	82		
	その他の娯楽		金属鉱業		83		
その他のサービス業	土木建築サービス	75	石炭鉱業		84		
	医療保健		原油・天然ガス鉱業		85		
	医療関連サービス		非金属鉱業	採石、砂・砂利採取	86		
	廃棄物処理			その他の非金属鉱業			
	その他のサービス						
自動車修理業	自動車修理	76	銀行・信託業	銀行	87		
その他の修理業	機械修理	77		信用金庫			
	電気機械修理			信用組合			
	その他の修理			農業共同組合			
料理・飲食店業	料亭	78		その他の金融		漁業協同組合	88
	日本料理		その他の銀行・信託				
	大衆酒場、小料理		質屋				
	外国料理		貸金	証券、商品取引	その他の金融	89	
	すし		証券、商品取引				
	そば、うどん		保険、保険サービス業		保険、保険サービス		90
	バー		不動産業	建売、土地売買	不動産代理仲介	91	
	キャバレー						
	喫茶						
	その他の飲食						
旅館業	温泉旅館、観光ホテル	79	その他の産業	教育	99		
	ラブホテル、モーテル			分類不能			
	ホテル、普通旅館						
	その他の旅館						

4 記載に当たっての留意事項

- (1) 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
 - ① □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠内に1文字を右詰めで記載してください。
 なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
 - ② 所得金額又は欠損金額欄の記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「－」又は「△」を付してください。
- (2) 記載を了した適用額明細書は、他の書類にとじこまずに、申告書に挟み込んで提出してください。
- (3) 適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのではなく、すべての租税特別措置について記載してください。
- (4) OCR入力用の用紙は機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

記載誤りにご注意ください

提出された適用額明細書には、次のような記載誤りが多く見受けられます。
適用額明細書に記載誤りがある場合は、正しく記載した適用額明細書を改めて提出していただく必要がありますので、適用額明細書の作成に当たっては、ご注意ください。

《よくある記載誤り》

- ① 法人税申告書別表からの転記誤り
- ② 区分番号の記載誤り
- ③ 中小（連結）法人等の軽減税率の適用額の記載誤り
- ④ 所得が0又は欠損の法人による税額控除適用等の記載誤り

《適用額明細書》

- ① 法人税申告書別表一（一）等の「期末現在の資本金の額又は出資金の額」及び「所得金額又は欠損金額」の各欄の金額と同額を記載してください。

※ 欠損金額は、金額に「△」又は「－」を付してください。

- ③ 中小（連結）法人等の軽減税率は、年800万円が限度とされていますので、所得金額が800万円を超える事業年度であっても、適用額明細書の適用額の記載は年800万円までとなります。

- ④ 所得金額が0又は欠損の法人である場合、当期は「税額控除の適用」や「中小（連結）法人等の軽減税率の適用」がありませんので、適用額明細書には、これらの措置の記載は必要ありません。

- ② 「区分番号」は、税制改正に伴い同一の措置であっても改正前後で区分番号が異なる場合がありますので、適用する対象事業年度の「区分番号」を確認の上、記載してください。

FB4010

事業年度分の適用額明細書
(当初提出分・再提出分)

4年 4月 1日
5年 3月 31日

法人名 財務電子株式会社

期末現在の資本金の額又は出資金の額 40000000
所得金額又は欠損金額 180358238

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
第42条の3の2第1項第1号	00380	8000000
第42条の4第6項第1号	00009	3056976
第42条の4第9項第1号	00011	763335
第42条の5第2項第1号	00296	2940000
第42条の5第1項第1号	00277	8000000